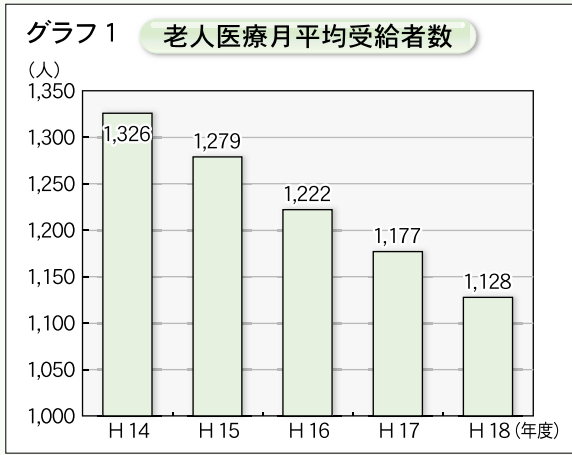
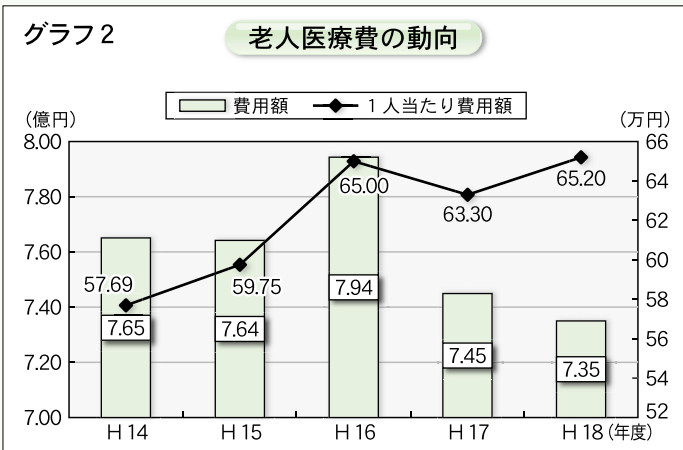


# 老人保健からのお知らせ

老人医療受給者は、平成14年度の老人保健法の改正により対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより減少しています。(グラフ1)



老人医療費は、医療機関で皆さんが支払っている分(一部負担金)のほか、国保や健康保険などからの拠出金、国や県、町からの負担金など、いろいろな人たちの協力によってまかなわれています。(グラフ2)



## 後期高齢者医療制度の概要

平成20年4月から、現行の「老人保健制度」が廃止され、新しく「後期高齢者医療制度」が始まります。75歳以上の「後期高齢者」の方は、現在加入されている国民健康保険や被用者保険から脱退し、新しい後期高齢者医療制度に加入することとなります。

被用者保険.....政府管掌健康保険、組合管掌健康保健、船員保険及び共済組合等の公的医療保険の総称です。

### 老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較

	老人保健制度 (平成20年3月31日まで)	後期高齢者医療制度 (平成20年4月1日から)
運営主体	市町村	広域連合
対象者 (被保険者)	75歳以上の方 (一定の障害のある方は65歳以上)	変わりません。
対象となる時期	75歳の誕生日を迎えた翌月 (誕生日が1日の方はその月)	75歳の誕生日当日 (現在、老人保健制度の対象の方は、平成20年4月1日)
自己負担割合	1割負担 (現役並み所得者は3割負担)	変わりません。
保険証 (被保険者証)	「各医療保険制度の被保険者証」と「老人保健法医療受給者証」の2枚が必要	「広域連合が発行する被保険者証」の1枚が必要
保険料	老人保健制度での保険料は発生せず、各医療保険制度の保険料を負担します。	後期高齢者医療制度の保険料を負担します。
取扱窓口	住所を移転したときなどの届け出の窓口は市町村が行います。	変わりません。

お問い合わせ 町民税務課 町民グループ(内線233)